

第10章 モーターボート競走の振興

1. モーターボート競走の概要

モーターボート競走は、昭和26年にモーターボート競走法が成立し、昭和27年4月に長崎県の大村競走場において初開催され、現在、年間延べ約6千万人が利用する大衆的なレジャーとなっている。

なお、モーターボート競走は、（財）日本船舶振興会を通じ、造船業等の事業及び海難防止事業の振興に寄与し、あわせて海事思想の普及及び観光・体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、施行者の収益及び公営企業金融公庫を通じ、地方財政の改善を図ることを目的として実施している。

2. 競走の実施

モーターボート競走の施行は、都道府県又は総務大臣の指定を受けた市町村が議会の議決を経て施行することができ、現在、24競走場において46の施行者（施行者構成自治体数176）によって行われている。

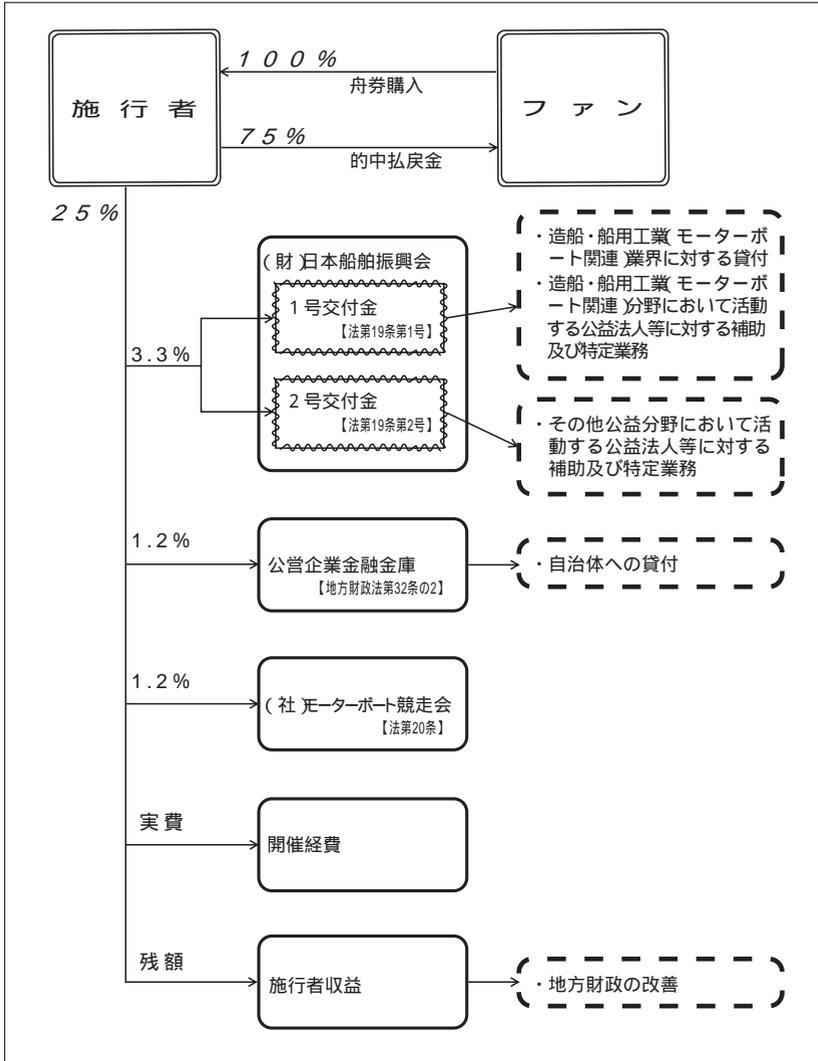
なお、施行者は、施行者の存在する都道府県内に一個を限り設立された競走の実施を目的とするモーターボート競走会に審判、検査等の競走運営等を委託している。

また、（社）全国モーターボート競走会連合会は、モーターボート競走会を会員とする団体で、選手等の登録及び選手の出場のあっせん等を行っている。

3. 売上の配分

モーターボート競走の売上げは、75%は的中者へ払戻しされた後、（財）日本船舶振興会が行う公益事業の原資として3.3%が交付され、また、（社）モーターボート競走会への交付金、公営企業金融公庫への交付金及び施行者の開催経費を差し引いた残りが施行者の収益となり、地方財政の改善に寄与している。

図表1-10-2 モーターボート競走の売上金の流れ



図表1-10-3 モーターボート競走の売上額推移

(億円)

